

第21期 第31回 農業委員会総会議事録

藤里町農業委員会

1. 召集及び開催月日

召集月日 平成25年11月7日
開催月日 平成25年11月13日

2. 開催及び時刻

開催場所 藤里町役場議場
開催時刻 午前10時00分
終了時刻 午後12時00分

3. 召集者及び時刻

召集者 会長 小森鉄雄
議長 会長 小森鉄雄

4. 出席委員の番号及び氏名

番号	職名	氏名	出欠別	番号	職名	氏名	出欠別
1	会長	小森鉄雄	出席	8	委員	桂田善昭	欠席
2	職務代理者	淡路龍美	出席	9	委員	細田治男	出席
3	委員	山田一達孝	出席	10	委員	齋藤猛	出席
4	委員	安保広政	出席	11	委員	佐々木靖夫	出席
5	委員	佐々木忠久	出席	12	委員	藤原信一	出席
6	委員	田中文雄	欠席	13	委員	安部満	欠席
7	委員	市川一	出席	14	委員	細田茂廣	出席

5. 欠席委員の番号及び氏名

6番 田中文雄 8番 桂田善昭
13番 安部満

6. 議事日程

日程第1 会期の決定
日程第2 会議録署名者の指名について
日程第3 議案第82号 藤里町農用地利用集積計画の決定について
日程第4 議案第83号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5 その他

7. 議事録署名委員

藤里町農業委員会会議規則第13条2項の規定による議事録署名委員は次のとおり
14番 細田茂廣 2番 淡路龍美

8. 事務局出席者

事務局長 小山博、庶務係長 佐々木仁志

9. 会議の概要は次のとおり

開会 午前10時00分

事務局 定刻でございます。

本日、6番田中文雄委員、8番桂田委員、13番安部委員の3名が都合により欠席でございますが、定足数に達しておりますので、ただいまから第21期第31回藤里町農業委員会総会を開会します。

はじめに、会長からあいさつをお願いします。

議長 おはようございます。

先日の秋田県農業委員大会並びに種苗交換会に出席いただきお礼申し上げます。

また本日の総会に出席いただき心より感謝申し上げます。

本日は、議案が2件ございますので、ご審議のほどをお願いします。

それでは、早速報告に入ります。事務局から報告願います。

事務局 (報告事項(1)10月行事報告・11月行事予定について、事務局から報告。)を報告。

議長 ただいまの報告で、ご意見・ご質問はございませんか。

その他、なにかご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、議事に入ります。

日程第1「会期の決定について」会期は11月13日本日1日限りとします。

日程第2「会議録署名者の指名について」慣例により当職から指名してもご異議ございませんか。

(異議なしの声)

それでは、14番細田茂廣委員、2番淡路龍美委員をお願いします。

日程第3「議案第82号 藤里町農用地利用集積計画の決定について」

事務局から説明願います。

事務局 5ページをご覧ください。

議案第82号農業経営基盤強化促進法による利用集積について

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第6条第6項の申請に伴い、藤里町から農業経営基盤強化促進法施行規則第2条に基づく意見を諮問されたのでこれを提出する。平成25年11月13日提出藤里町農業委員会会長小森鉄雄。

1. 農業経営基盤強化促進事業による利用集積の設定総括表は別紙のとおり

平成25年11月13日公告予定分。ということで、賃借権の設定新規が1件です。

6ページの総括表に記載のとおり3年田新が1件8,232㎡となります。7ページは一覧表です。一般農家 さんへの賃借権の設定になります。

議長 ただいまの説明で、なにかご意見、ご質問はございませんか。

議長 の団体名で集積できないのか。

事務局 できません。 は法人格を持たない任意団体でしかありません。このため、

(2) 平成 25 年度鳥獣被害対策について

資料に従い事務局から説明。(質疑なし)

(3) 大沢字奥滝の沢 52 番地の土地について

事務局 先月から協議している大沢字奥滝の沢 52 番地の さんの土地にゼオライトを盛土したことについてです。先月の総会后、山本地域振興局から当該地を確認した結果、建設廃材の投棄でないかという指摘がありました。先月の総会后でしたが、前回の総会で農業委員会として、今回の件は農地への盛土を認めており、盛土計画書の提出で対応できると判断したと回答したところ、書面で内容を示してほしいと指示があり別紙のとおり回答した。

所有者は当該地の近くで自家用ギョウジャニンニクを栽培しており、盛土した土地を使って販売用ギョウジャニンニクの栽培に取り組んでいきたいという計画もあるようです。現地はゼオライトが締め固まっていない状態なため、春先、締め固まったら路肩部分も成形し農地として使えるように整備するようです。町内の農地を有効に活用するという点で盛土計画書の提出で対応できるのではないかと回答している。

4 番 農地として残していくのであれば、この件に関しとやかく言う必要はないと思う。しかし、農業委員会を通してやってもらわないと困る。その後であれば 1~2 年かかっててもやむを得ない。

9 番 当該地は、用水を持ってくるのが困難で夏になれば水が枯れてしまう地形のため、将来的に田圃として残っていけないと思う。農業委員会に連絡なく勝手に盛土したことは軽視できない。

事務局長 水はけが悪く水田をやるにしても難しいので、畑地として使うという理論づけで事後承認になるがそれしか方法がないと思って進めているところです。過去に似たようなケースもあり、畑を整備して耕作している箇所もあるので、委員の皆さんが良ければ同じように対応したい。ただし、農業委員会としては畑として一回でも使ってもらわないと困る。このため、畑地として使わないのであれば撤去命令出すという条件を付けて対応したい。

議長 最終的に当農業委員会として地元のゼオライトを盛土して当該農地の整備を進めってもらうため、条件をつけて盛土申請書を提出してもらうこととします。

続きまして、次第 6. その他に入ります。

事務局から説明をお願いします。

事務局 別冊のその他の資料をご覧ください。

(1) 町有未利用地貸付地の取り扱いについて

藤琴字寺屋布 218-1 のうち 3,863 m²の土地を町有地貸付条例に基づいて の さんに平成 15 年から 10 年間貸し付けてきた。貸付当初は、肥育牛がいたため、原野を採草地として利用させてきた。今回期限が切れ、肥育牛も亡くなり採草地としての利用も見込めないことから返還を求めた結果、自然栽培でヨモギ、ハーブなどを栽培し、農業体験を通じて旅行客と交流事業を行ないため返還できないと回答された。このため、農地の利用状況などについて農業委員のご意見を伺いたく提案した。地区担当の委員に現地を確認していただいているので説明をお願いした

い。

12 番 当該地は、新しく林道米代線が開設され、自動車が頻繁に通るようになったため非常に目立つ場所です。廃車を放置し犬小屋を置き、それでも足りなくてテント小屋を建ててそこで犬の放し飼いをしている。草地の中には、キクイモ、ヨゴミを栽培するというのですが、確かにヨゴミは見られるが萱（ススキ）も見られ、はっきり言って何を栽培したいのかわからず、むしろ手つかずで景観の悪い状態でした。

4 番 これをヨモギの自然栽培というのであれば、自分が放置している田圃にヨモギが自生している田圃は転作として認められることになる。例えば、化粧品会社でも畝を立ててヨモギを栽培している。そうであればよいが、今回のケースを自然栽培というのはおかしい。

事務局長 考え方としては、貸さないというのではなく農業振興のために必要な面積だけを借りてもらい、それ以外のは総務課管財係から有償で一般財産として借りてほしい。採草地として貸して期限が切れ、採草地として使わなくなったので返還してほしいということです。

議長 時間も無くなってきたので、最後に農業政策について勉強会を行いたいと思います。事務局長から説明をお願いします。

事務局長 (2) 現行施策の現状と課題、論点整理を踏まえた中間とりまとめ (案)

11 月 6 日の農林水産委員会の自民党の米対策プロジェクト会議資料から別紙資料のとおり説明。

議長 ただいまの説明で、なにかご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声)

ないようですので、本日の日程を終了いたします。お疲れ様でした。

午後 12 時 00 分閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 25 年 11 月 13 日

藤里町農業委員会会長
議 長

藤里町農業委員
署名委員
(14 番)

藤里町農業委員
署名委員
(2 番)